

令和8年度弘前市障がい者・障がい児施策推進計画策定業務に  
係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本市では令和9年度から令和14年度までの6年間を計画期間とする「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画」を令和8年度に策定する予定である。

当該計画の策定業務について、現行の「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画」の目標の達成状況及び障がい福祉に係る関係法や制度の改正や障害福祉サービスの動向等障がい者を取り巻く環境の変化を勘案する他、地域ニーズの分析など多種多様な情報を整理することが必要となる。このことから、障がい福祉分野の調査及び分析に精通し、計画策定についてノウハウを有する事業者策定業務を委託することにより、今後市が取り組むべき課題を明確化し、課題の解消に向けた方策や必要性の高い施策をより具体的かつ効果的に計画に反映することを目的とする。

(2) 業務名

令和8年度弘前市障がい者・障がい児施策推進計画策定業務

(3) 業務内容

別紙「令和8年度弘前市障がい者・障がい児施策推進計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という）」のとおり。

ただし、契約時における仕様書については、契約候補者として選定された業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

2 業務に要する費用（事業費限度額）

7,909,000円（税込み）

なお、参考見積書の金額は税抜きとし、消費税及び地方消費税を加算した金額が業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 公示日現在から候補者特定の日まで弘前市建設業者等指名停止要領による指名

停止を受けていないこと

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 平成28年度以降に障害者基本法に基づく障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画策定業務の完了実績があること。ただし、アンケート調査や印刷などの業務の一部の実績のみは認めない。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年6月25日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メール（添付書類はPDF化）で提出すること。  
また、電子メールの表題は「弘前市障がい者・障がい児施策推進計画策定業務プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。  
※メール送信後担当へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和8年6月29日（月）【予定】
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

#### 5 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ①参加意思表明書（様式2） 1部  
※代表者印を忘れずに押印すること。
  - ②事業所概要（任意様式） 1部
  - ③業務実績書（任意様式） 1部
- (2) 提出期限：令和8年7月6日（月）午後5時（必着）
- (3) 提出場所：弘前市役所福祉部障がい福祉課障がい者支援係
- (4) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。  
持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者にファクス・電子メールのいずれかで通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①企画提案書提出届（様式3）

【原本1部】

※代表者印を忘れずに押印すること。

②実施体制各種調書及び企画提案書等

【原本1部】、【副本10部】

※副本については複写とするが、社名を特定できる情報は記載しないこと。

ア 会社概要（様式4）

・副本は会社名と本社所在地を空欄にすること。

イ 業務実施体制（様式5）

ウ 業務実績調書（様式6）

・業務名、発注者、業務内容、実施期間を記載すること。

・原本にのみ、契約書の写しを添付すること。

エ 再委託調書（様式7）

※再委託する場合のみ

オ 工程表（様式8）

カ 誓約書（様式9）

キ 企画提案書（任意様式）

③参考見積書及び見積内訳書（任意様式）

【原本1部】

ア 宛先は「弘前市長」とする。

イ 「業務に要する費用（事業費限度額）」に記載の金額を超えないこと。

ウ 様式は任意のものとするが、見積額は税抜きで表記し、消費税及び地方消費税を加算した金額が「業務に要する費用（事業費限度額）」以下の金額となる。

(2) 企画提案書の作成要領

① 体裁に関すること

ア 様式は任意とするが、用紙はA4を基本に、A3の場合は折り込み

にすること。

- イ 文字の大きさは11ポイントとすること。
- ウ 縦書き・横書きは問わないこととする。
- エ 印刷はカラー、白黒を問わない。
- オ 下段にページ番号を付すこと。
- カ 30ページ以内とし、提案内容は簡潔に表現すること。

② 記載内容に関する留意事項

企画提案書には、以下について記載すること。

- ア 応募した動機と抱負
- イ 障害者総合支援法の改正や、国や県の動向を踏まえたうえで、貴社の考える当市における障がい者・障がい児を取り巻く社会状況を記載すること。
- ウ 当市の次期計画策定における課題及び求められていること
- エ アンケート調査の具体的な手法・工夫及び調査結果の分析方法等
- オ 回収率の目標、目標達成の具体的な手法・工夫等
- カ 市と受託者との役割分担及び連絡体制
- キ 個人情報保護に関する方針及び個人情報の適正な管理のための措置

(3) 提出期限：令和8年7月21日（火）午後5時とする。

(4) 提出場所：弘前市役所福祉部障がい福祉課障がい者支援係

(5) 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

## 7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

実施日：令和8年7月30日（木）【予定】

(1) 審査（書類審査、ヒアリング・プレゼンテーションによる審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(2)で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案についてヒアリング・プレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という）を実施し、高い評価を得た提案者を選考する。ヒアリング等は参加者名を伏せ、参加意思表明書の受付順に実施する。

ただし、提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員

会において選定された提案者についてのみヒアリング等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知する。

提案者が1者の場合についてもヒアリング等を実施する。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とする。

審査の結果、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。

## (2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するほか、最も評価が高かった事業者を契約候補者としてホームページで公表する。また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当課へ説明を求めることができる。

## 8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 業務実績         | 10点 |
| (2) 企画提案の内容・実施体制 | 70点 |
| (3) 参考見積書        | 10点 |
| (4) ヒアリング等の内容    | 10点 |

※基準点は60点とし、評価点（審査委員の評価点の平均点）が基準点を満たすもののうち、最高点を取得した提案者を契約候補者とする。

## 9 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出すること。

ただし、契約条件が合致しない場合や、契約候補者に事故等があり契約が不可能になった場合は、次点の候補者を契約の相手方とすることができる。

## 10 日程

公示	令和8年6月15日（月）
質問受付締切	令和8年6月25日（木）午後5時まで
質問回答	令和8年6月29日（月）〔予定〕
参加表明手続き締切	令和8年7月6日（月）午後5時まで
参加資格確認結果送付日	令和8年7月10日（金）
企画提案書等受付締切	令和8年7月21日（火）午後5時まで
書類審査・ヒアリング等審査	令和8年7月30日（木）〔予定〕

結果通知	令和8年8月上旬	[予定]
契約締結・業務開始	令和8年8月上旬	[予定]

## 1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

## 1.2 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、本業務の目的以外に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合は、既に公告若しくは通知した事項を変更すること又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても市は賠償責任を負わない。
- (6) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できない。

なお、やむを得ない理由により変更する場合は、市と協議のうえ決定する。

- (7) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱う。
  - ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
  - イ プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製することができる。
  - ウ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があったときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響がでる

おそれがある情報については決定後の開示とする。

13 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市福祉部障がい福祉課障がい者支援係 滝口

所在地：〒036-8551

弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市役所前川本館1階

TEL：0172-40-7122（直通）

FAX：0172-32-1166

e-mail：shougai-fukushi@city.hirosaki.lg.jp

※問合せについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後5時まで受付をする。

別表  
評価基準

審査項目	評価項目	詳細	配点	
(1)業務実績 (10点)	計画策定に関する実績	市区町村における障がい者計画策定または類似業務の受託について、実績を複数有しているか。	10	
(2)企画提案の内容・実施体制 (70点)	業務実施体制	専門的な知識・ノウハウ・経験を有した担当職員を配置し、担当者複数人配置する等適切な体制がとられているか。	10	
	業務工程	仕様書の業務内容を的確にとらえたうえで、計画策定に係る作業等が記載されており、現実的・効率的な業務工程及び作業スケジュールが設定されているか。	5	
	企画提案	企画提案	明確かつ的確に本市の現状・課題を踏まえ、課題の整理、検証を行うための支援について、具体的に提案がなされているか。	10
			調査結果と各種データを用いた効果的な分析方法が提案されているか。	15
			地域課題やアンケート調査結果を計画的に反映させるための提案がされているか。	15
	計画策定の支援	計画策定の支援	本市の地域特性や関連計画が把握され、国・県や近隣市町村などの障がい福祉に関連する政策動向について最新の情報を理解しているか。	5
			計画書案の構成や体系、デザインについて、策定に携わった自治体の事例などを踏まえ、具体的に提案されているか。また、会議、打合せ等に資する分かりやすい資料作成ができるか。	5
独自提案	独自提案	その他自由意見として、弘前市にとって有益な独自提案や工夫がみられるか。	5	
(3)参考見積書 (10点)	見積金額	1位(最低見積価格)を10点とし、2位以下は[最低見積価格/当該事業者見積価格]×10点(小数点以下切り捨て)で算出。	10	
(4)ヒアリング等の内容 (10点)	担当者の説明能力	提案内容を明確に説明し、審査委員の質問に対して的確に回答しているか。	10	
合計(委員一人あたり)			100	
総合評価点 企画提案評価(100点×委員6人=600点)			600	

【配点基準】

評価	換算値
A：非常に優れている	配点×1
B：優れている	配点×0.8
C：標準的である	配点×0.6
D：やや劣っている	配点×0.4
E：劣っている	配点×0.2

令和8年度 弘前市障がい者・障がい児施策推進計画策定業務 審査表

審査項目	評価項目	詳細	配点	評価				小計
				A	B	C	D	
(1)業務実績 (10点)	計画策定に関する実績	市区町村における障がい者計画策定または類似業務の受託について、実績を複数有しているか。	10	A	B	C	D	E
	業務実施体制	専門的な知識・ノウハウ・経験を有した担当職員を配置し、担当者を複数人配置する等適切な体制がとられているか。	10	A	B	C	D	E
	業務工程	仕様書の業務内容を的確にとらえたうえで、計画策定に係る作業等が記載されており、現実的・効率的な業務工程及び作業スケジュールが設定されているか。	5	A	B	C	D	E
	企画提案	明確かつ的確に本市の現状・課題を踏まえ、課題の整理、検証を行うための支援について、具体的に提案がなされているか。	10	A	B	C	D	E
(2)企画提案の内容・実施体制 (70点)	企画提案	調査結果と各種データを用いた効果的な分析方法が提案されているか。	15	A	B	C	D	E
	計画策定の支援	地域課題やアンケート調査結果を計画的に反映させるための提案がされているか。 本市の地域特性や関連計画が把握され、国・県や近隣市町村などの障がい福祉に関連する政策動向について最新の情報を理解しているか。 計画書の構成や体系、デザインについて、策定に携わった自治体の事例などを踏まえ、具体的に提案されているか。また、会議、打合せ等に資する分かりやすい資料作成ができるか。 その他自由意見として、弘前市にとって有益な独自提案や工夫がみられるか。	15	A	B	C	D	E
(3)参考見積書 (10点)	見積金額	1位(最低見積価格)を10点とし、2位以下は〔最低見積価格/当該事業者見積価格〕×10点(小数点以下切り捨て)で算出。	10	A	B	C	D	E
(4)ヒアリング等の内容 (10点)	担当者の説明能力	提案内容を明確に説明し、審査委員の質問に対して的確に回答しているか。	10	A	B	C	D	E
			合計点	100				点

参考【配点基準】

評価	換算値
A：非常に優れている	配点×1
B：優れている	配点×0.8
C：標準的である	配点×0.6
D：やや劣っている	配点×0.4
E：劣っている	配点×0.2